

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待を知ろう 虐待には4つの種類があります。

心理的虐待

子どもに対する著しい暴言、拒絶的な対応など心理的外傷を与える暴言を行う（心に傷を負わせる言葉による脅かしや脅迫・子どもを無視・拒否的な態度・子どもの前で配偶者に対し暴力を振るう、など）

身体的虐待

子どもの身体に外傷を与える行為（身体に打撲傷・あざ・骨折・タバコによる火傷・首を絞める・殴る・蹴る・熱湯をかける・真冬に外に追い出すなど）

ネグレクト

（養育の怠慢・拒否）
乳幼児のみを家に残しての頻回の外出・車内放置・適切な食事を与えない・衣服が不潔・病気やケガに対して適切な処置を行わず、病院にも連れて行かない、など

性的虐待

子どもへのわいせつ行為（子どもとの性交・性的暴行・性的行為を強要教唆など）。子どもにわいせつな行為を見せることも虐待

お父さん
お母さんへ

子育ての不安を抱えたままではないですか？
その気持ちや経験を家族・お友だちに話してください。みんな同じように悩んでいるかもしれない。また話すことで気持ちがすっきりすることもありますよ。

話し相手が見つからなければ、探してみませんか？

大津町には親子で遊びに行ける場所がいろいろあります。たくさんのお親子が来ていますよ。気軽に遊びに来てくださいね。

子育て支援センター	ほほえみ	☎(294)9511
	白川サークル	☎(293)2194
	すぎみず	☎(293)8156
子育てサポーター	あぼり	☎090(7925)7960
人権啓発福祉センター	（児童館）	☎(292)9777

※それぞれ子育てに関する相談にも応じています。

★気持ちが楽にならないときは、専門家に相談してみませんか？
子どもの養育についてあらゆる相談を受け付けています。
中央児童相談所（県福祉総合相談所内）
☎(381)4411

★どこに相談したらよいか迷ったら、子育て支援課へ相談してください。

こどもたちへ

うちに帰りたくないな、とずっと悩んでいませんか？先生やおともだちにおはなししてください。家族がなかよくすごせるように、みんなで考えていきましょう。

たのしいこと、つらいこと、だれかになにかを話したいときには、電話をしてください。

おおづこどもサポネット ☎(293)2229
（木・金・土ようび ごこ3時～ごこ6時）

周りの人たちへ

「子育てに不安な人はいないかな」と見回してください。声をかけあって、みんなで見守る環境をつくりましょう。

虐待かな？と思ったら、すぐに連絡してください。子どもを守るためには多くの人の協力が必要です。

※秘密は必ず守られます。
（相談先）子育て支援課・児童相談所



★みんなで子育て★

子育てはひとりでするものではありません。
家族、友人、地域のひとと助け合って子どもを育てていきましょう。
追い詰められる前に、「手伝って」と声をあげることは大切なことです。

オレンジリボン・キャンペーン

児童虐待のことを多くの人に知ってもらい、それぞれができることをしようという啓発活動です。
NPO法人「児童虐待防止ネットワーク」が始めました。
子育て支援課もキャンペーンをしています。ぜひ見に来てくださいね。

給与所得者の年末調整

給与所得者は、毎月の給与から所得税が源泉徴収されていますが、1年間のその合計額と支払うべき年税額とは一致しないのが普通です。このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続きが「年末調整」です。次のことに注意しましょう。

①年間所得が38万以上の人を扶養に入れることはできません。

所得が38万円というのは、例えば給与収入で言うと103万円になります。また、土地などの譲渡があった場合、所得が38万円を超えれば扶養に入れられません。

②配偶者の所得を把握しておきましょう。

配偶者の所得が38万円を超え76万円未満の場合は、配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の適用が受けられます。これは、配偶者の所得額に応じて9段階に控除額が分かれています。

③同じ人を2人以上が扶養することはできません。

子どもを両親のそれぞれが扶養に入れることなど、1人に対して扶養者が重複することはできません。

税金
くみ
ささ
えら
しな
るの

vol.25

税務課
☎(293)3117

税の支払い

11月、12月は口座振替推進月間
「町税・国保税などの納付は便利な口座振替で」

大津町では歳入の半分は税による収入です。税収の確保は重要な課題です。
納期限を過ぎても税の納付が無い場合、督促状や文書の送付、電話や訪問などを行います。最終的な手段として地方税法や国税徴収法に基づき、不動産や預金などの財産の差押（滞納処分）を行います。平成19年度の差押件数は593件実施しました（平成18年度は158件）。今後も滞納処分を進めます。

税の支払いよりローンの支払いを優先したり、車検の直前にまとめて軽自動車税を払ったりなど、意図的に税の支払いを遅らせると差押を受けることにもなりかねません。

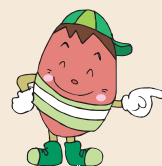
税は納期限内に納付してください。支払いができない場合はすぐご相談ください。

「社会保険料控除証明書」は年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、税の申告をする場合、納付した全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、年末調整や確定申告で「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。「控除証明書」は、社会保険庁から11月上旬に送付されます（10月1日から12月31日までに今年のはじめて納付した人は、平成21年2月上旬に送付されます）。

Q 「控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

A 今年分として申告できます。「控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も必ず添付する必要があります。



社会保険庁の問い合わせ窓口（「控除証明書」の再発行を受け付けます）
控除証明書専用ダイヤル ☎0570(070)117
（平成21年3月13日までの 平日 午前9時～午後5時）

■ 問い合わせ 熊本西社会保険事務所 ☎(355)3261



みんなの国民年金

111

住民課 住民係
☎(293)3112